

平成16年6月、**武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）**が成立し、同年9月施行されました。  
 国民保護法の施行により、万が一武力攻撃事態等や、緊急対処事態が発生した場合、住民の生命、身体、財産を保護する責務が地方公共団体に新たに課せられました。  
 このため、奈良県では、国民保護法に基づき、住民の避難、救援等の国民保護措置が的確かつ迅速に行われるよう、平成18年1月「奈良県国民保護計画」を作成しました。

## 国民保護措置に関する基本方針

県が国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たって特に留意すべき事項を次のとおり計画に定めています。

|  |   |   |
|--|---|---|
| <h3>基本的人権の尊重</h3> <p>日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであってもその制限は最小限のものに限り、公正かつ適正な手続きの下に行います。</p> | <h3>国民の権利利益の迅速な救済</h3> <p>国民の権利利益の救済に係る手続きを、できる限り迅速に処理します。</p>                                | <h3>国民に対する情報提供</h3> <p>武力攻撃事態等においては、国民保護措置に関する正確な情報を適時、適切な方法で提供します。</p>                             |
| <h3>関係機関相互の連携協力の確保</h3> <p>平素から関係機関と相互の連携体制の整備に努めます。</p>   | <h3>国民の協力</h3> <p>国民保護措置の実施に関する国民の協力は、その自発的な意思にゆだねられるものであり、その要請に当たり、強制にわたることがないよう十分留意します。</p> | <h3>指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮</h3> <p>指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置については、自主性を尊重するように留意します。</p> |
| <h3>高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施</h3> <p>高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護及び国際人道法の的確な実施を確保します。</p>                           | <h3>国民保護措置に従事する者等の安全の確保</h3> <p>国民保護措置に従事する者及び要請に応じて国民保護措置に協力する者の安全の確保に十分留意します。</p>           | <h3>地域防災計画等の既存計画により構築された仕組みの活用</h3> <p>地域防災計画等既存の計画により構築された仕組みを最大限に活用します。</p>                       |

## 用語の説明

### 武力攻撃

我が国に対する外部からの武力攻撃

### 武力攻撃事態等

武力攻撃が発生した事態、武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態、または事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態

### 緊急対処事態

武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なもの（いわゆる大規模テロ等）

### 基本指針

政府が武力攻撃事態等に備えて、国民の保護のための措置に関してあらかじめ定める基本的な指針のこと。指定行政機関及び都道府県が定める国民保護計画並びに指定公共機関が定める業務計画の基本となる

### 指定公共機関

独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、施行令で定められた機関

### 指定地方公共機関

都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめその法人の意見を聴いて当該都道府県知事が指定するもの

### 国民保護措置

国民の保護のための措置の略  
 武力攻撃から住民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において、その影響が最小となるようにするための措置

### 生活関連等施設

国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設、またはその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設  
 例) 一定条件以上の発電所・浄水施設・危険物等の取扱所・放送施設・駅等

### お問い合わせ先

#### 奈良県総務部知事公室防災統括室 国民保護係

〒630-8501 奈良県奈良市登大路町30 県庁東棟2階  
 TEL: 0742-27-8456 FAX: 0742-23-9244 E-mail: bosai@office.pref.nara.lg.jp

●奈良県ホームページ <http://www.pref.nara.jp/>  
 ●国民保護のホームページ <http://www.pref.nara.jp/bosai/tokatsu/hogo/hogo.index.htm>



# 奈良県国民保護計画

…概要版…



このマークは、国民保護のための措置を行う人や車両などを識別するための国際的な特殊標章です

国民保護計画とは？

奈良県国民保護計画の内容

計画における国民保護措置の仕組み

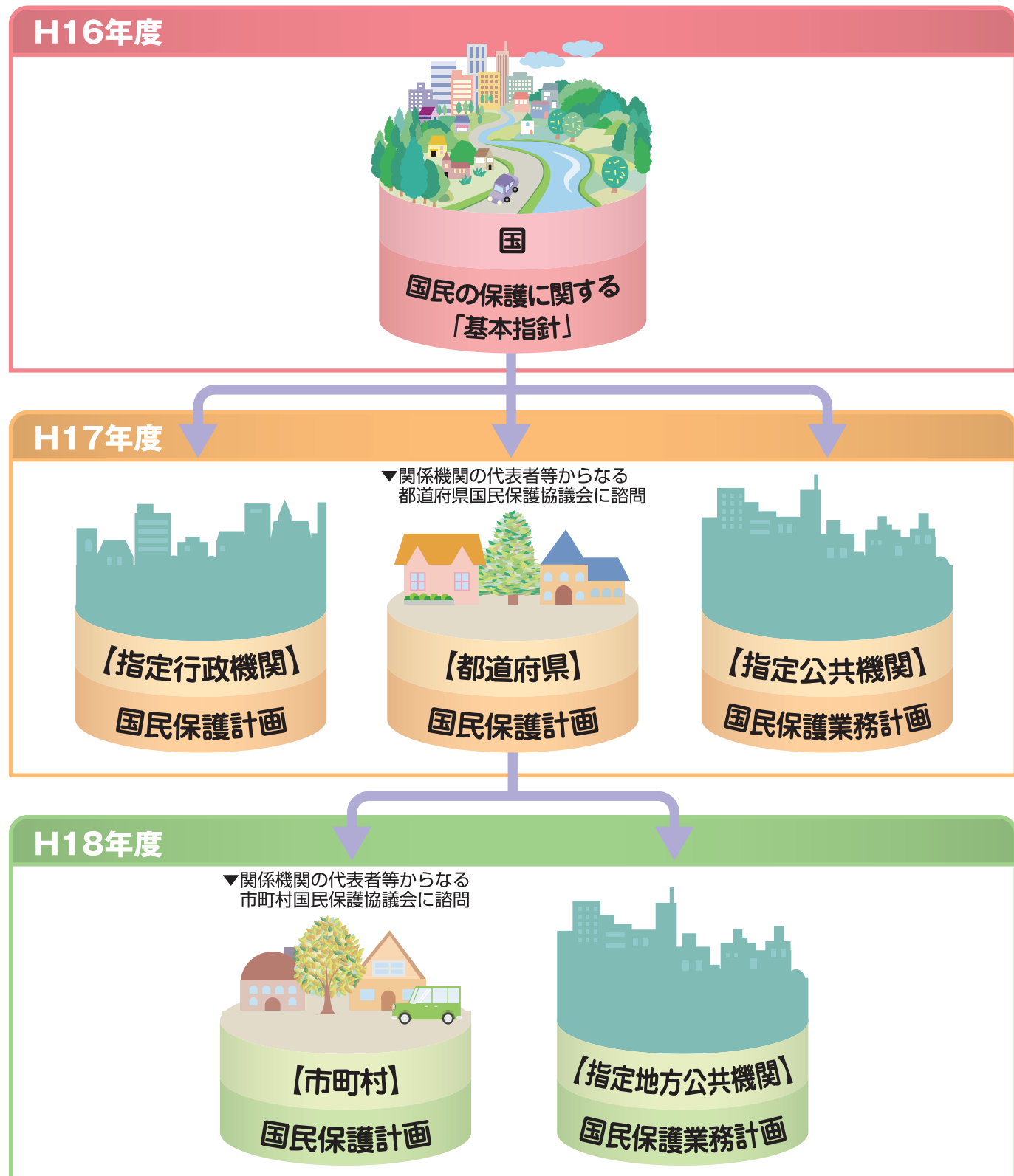
用語の説明



Introduction

## 奈良県国民保護計画とは？

### 国民の保護に関する「基本指針」及び「計画」の作成



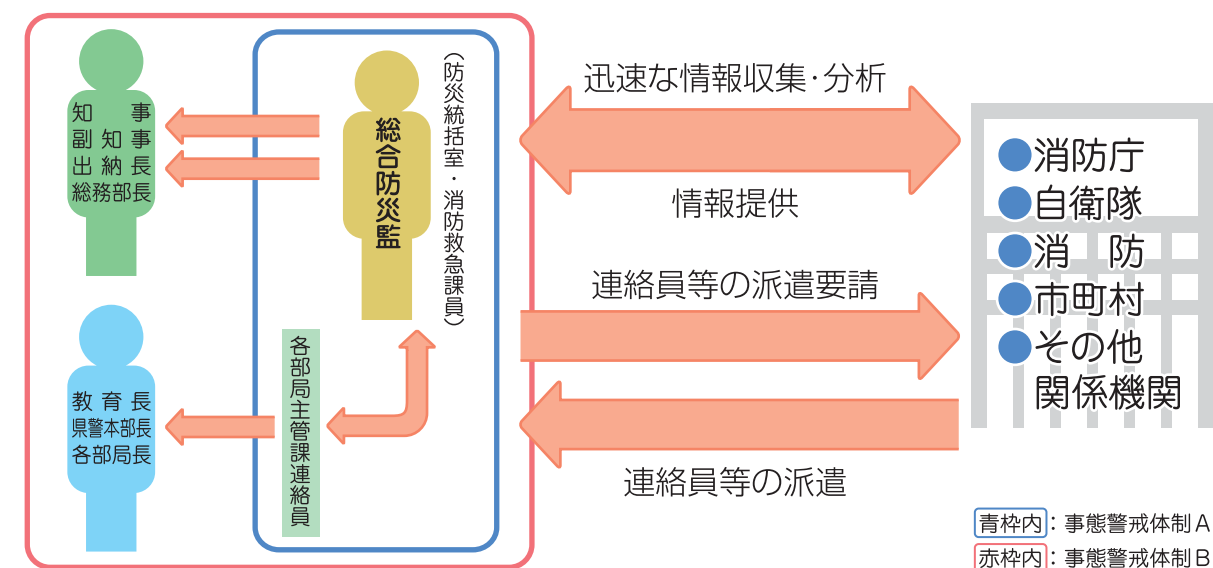
# 奈良県国民保護計画の内容

## 奈良県国民保護計画の構成

|     |             |  |
|-----|-------------|--|
| 第1編 | 総論          | 県の責務、国民保護措置に関する基本方針、県国民保護計画が対象とする事態 など   |
| 第2編 | 平素からの備えや予防  | 組織・体制の整備、避難及び救援に関する平素からの備え、国民保護に関する啓発 など |
| 第3編 | 武力攻撃事態等への対処 | 初動連絡体制の迅速な確立、警報及び避難の指示、救援、武力攻撃災害への対処 など  |
| 第4編 | 復旧等         | 応急の復旧、武力攻撃災害の復旧、国民保護措置に要した費用の支弁 など       |
| 第5編 | 緊急対処事態への対処  | 大規模テロ等に関し、武力攻撃事態等への対処に準拠                 |

## 初動体制

原因不明で多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の被害が発生した場合、事態に応じた初動体制を確立します。



## 国民保護対策本部体制

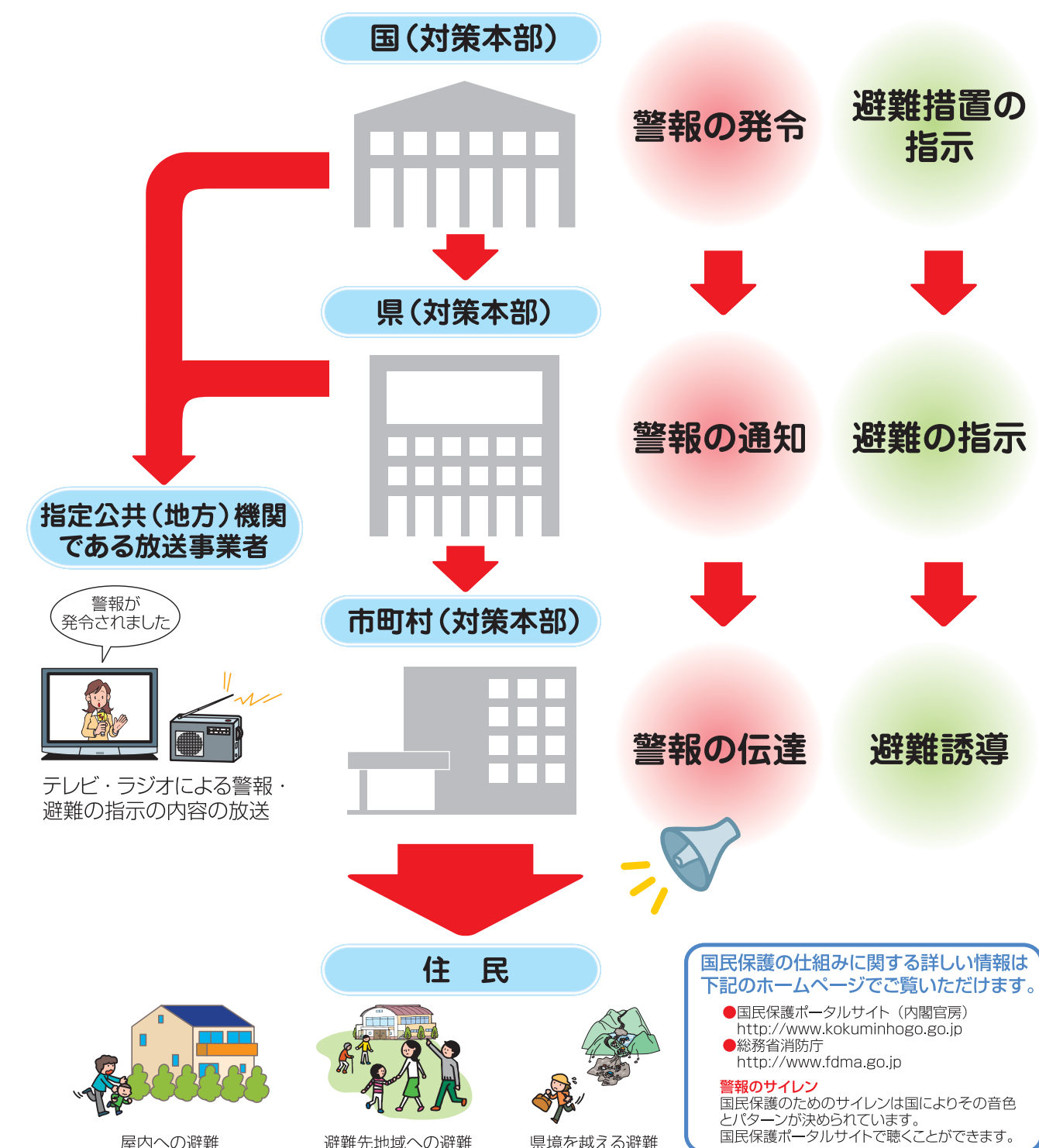
内閣総理大臣から、総務大臣を経由して県の対策本部を設置すべきとの指定通知を受けた場合、直ちに対策本部を設置し、国民保護措置を実施します。

# 計画における国民保護措置の仕組み

国民保護措置の重要な柱として、「住民の避難」「救援」「武力攻撃災害への対処」があります。

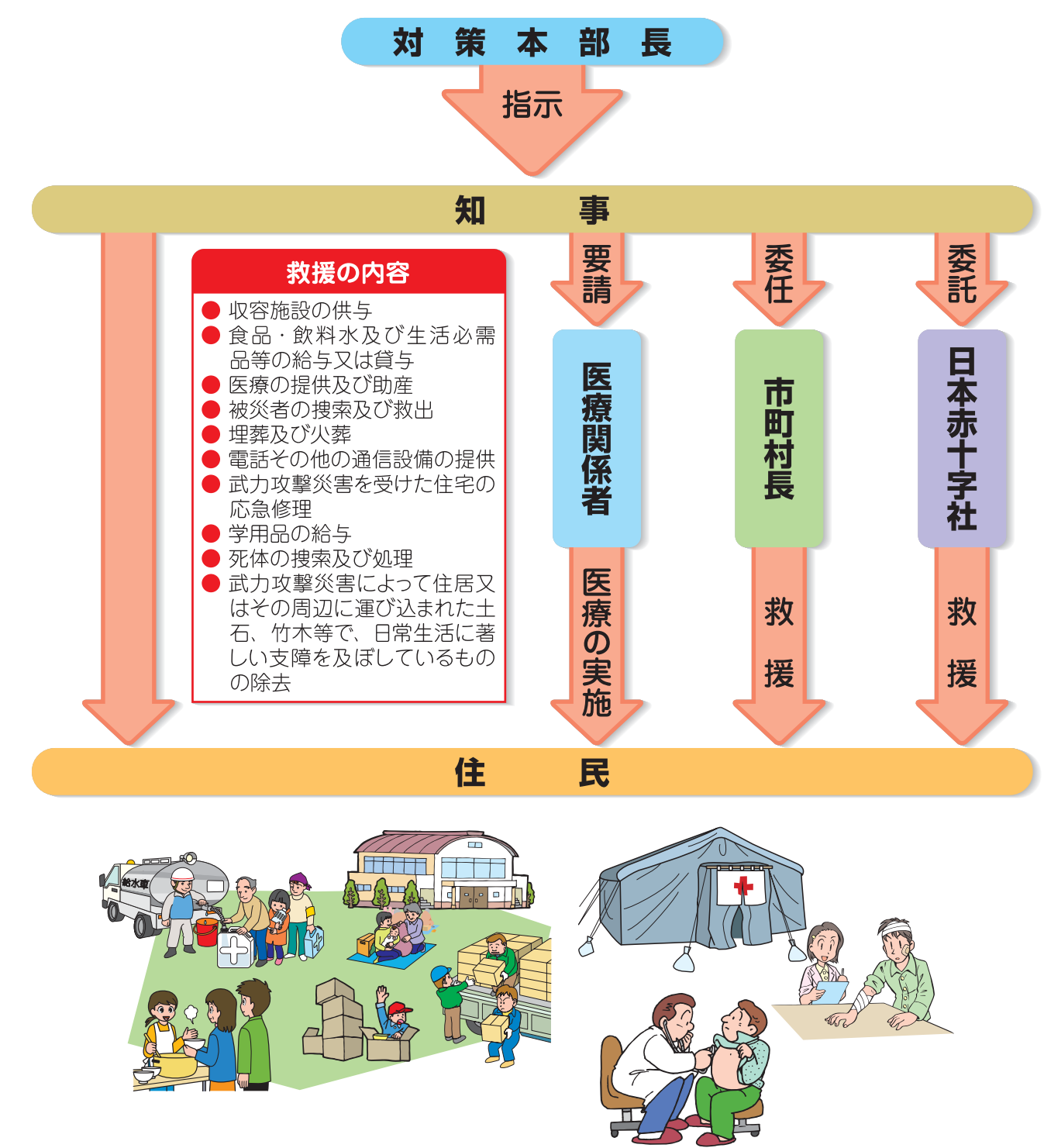
## 住民の避難の仕組み

国の対策本部長が発令した警報を市町村を経由して住民に伝達します。避難措置の指示を受けた場合、避難方法・経路等を示して市町村に指示し、市町村は住民を避難誘導します。



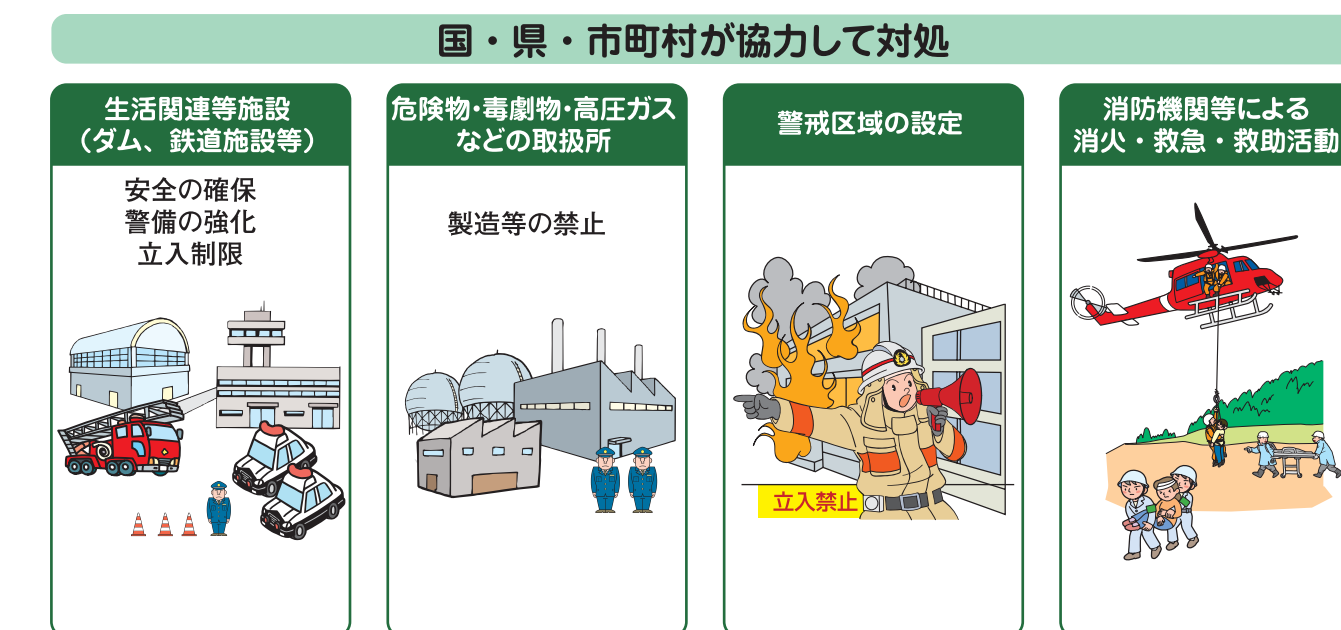
## 救援の仕組み

避難住民や被災者に対し、食品・飲料水等の給与、医療の提供等の救援に関する措置を実施します。



## 武力攻撃災害への対処

武力攻撃に伴う被害(武力攻撃災害)をできるだけ小さくするために必要な措置を行います。



## 文化財の保護

県内には、数多くの文化財があり、その保存は重要な責務であるため、自然災害に備えた取組みと連携して文化財保護の取組みを行います。武力攻撃事態等が発生した場合、文化財の所有者に対し、必要な措置を実施します。

